

平成28年度地熱発電技術研究開発事業「地熱貯留層探査技術」フェーズ 2(追加解析)
についての公募のご案内

平成 28 年 7 月 27 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役 特命参与 川原 誠

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、下記の業務について実施者を一般に広く募集いたしますので、本業務の実施を希望される方は、下記の要領に基づき応募して下さい。

1. 件名

地熱発電技術研究開発事業「地熱貯留層探査技術」フェーズ 2(追加解析)

2. 目的

地熱発電技術研究開発事業「地熱貯留層探査技術」は、石油探査の分野にて発展の著しい弾性波探査を地熱探査に利用することにより、高精度な地熱貯留層構造の把握および可視化を目指す技術開発事業である。当事業は平成 25 年度に開始し、初年度は弾性波探査の適用における課題の抽出や最新処理技術を用いた既存データの再処理などの現況調査を実施した。平成 25 年度の調査に基づき、平成 26 年度から平成 27 年度の 2 年間で「地熱貯留層探査技術」フェーズ1と位置づけ、適用課題の解決や種々の検討を行うための実証用データの取得を目的とした調査を実施した。

今回実施するフェーズ2(追加解析)は、フェーズ1で得られた成果について、地熱貯留層の空間的な分布の評価など、追加的な解析を実施し、地熱貯留層構造の推定精度向上につながる手法を検討するものである。

3. 内容

当事業では以下の作業を実施する。詳細は仕様書参照のこと。

- [1] アトリビュート解析/マルチアトリビュート解析
- [2] 多種物理探査データとの総合解析
- [3] 高精度速度構造推定手法の検証
- [4] その他の解析手法の検討
- [5] 地熱地帯に適用可能な弾性波データ取得技術の現況調査
- [6] ガイドブックの作成
- [7] 機構が指定する委員会・成果報告会等における報告

4. 要件

(1) 契約期間

契約締結日～平成 29 年 3 月 31 日

(2) 予算規模

人件費、直接経費、外注費、一般管理費、消費税等を含む総額で 150 百万円以下(ただし消費税率は 8%にて計算する)。

※この金額は予算の限度額であり、提案額は審査の対象となります。

(3) 成果物

研究開発の成果を下記の成果物にまとめ、定められた期限内に資源機構に提出することとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| ・ ハードコピー | 3 部 |
| ・ 報告書の内容の電子ファイル | 3 部 |
| ・ 機構が指定する調査データ(デジタル) | 1 部 |

(4) 成果の取扱い

成果物の著作権は当機構に帰属することとします。ただし、別途協議により共有とすることも可能です。

5. 公募スケジュール

平成 28 年 7 月 27 日(水) 公募開始(当機構ホームページ掲載)

平成 28 年 9 月 8 日(木) 公募締切(提案書提出期限)

平成 28 年 9 月中旬 委託先の決定

6. 報告書ならびにデータの閲覧について

提案内容の検討のため、報告書ならびにデータの閲覧を希望される方は、「12. 問い合わせ」の担当に別添の資料閲覧申込書および守秘誓約書をお送りください。担当者と日程を調整の上、下記会場にてデータの閲覧をしていただきます。ただし、報告書ならびにデータの閲覧については、「7. 応募資格」の(1)の条件を満たす方に限ります。申込書には、(1)の条件が満たされていることがわかる書面を添付してください。なお、閲覧の際は、別添の誓約書のオリジナルを提出してください。

7. 応募資格

下記全ての条件を満たすものとします。

- (1) 弾性波探査の処理解析業務の実績を有すること。
- (2) 本調査業務を効率的かつ円滑に遂行できる実施体制及び経営基盤を有していること。
- (3) 平成 28・29・30 年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、A、B、C 又は D の等級に格付けされている者であること。
- (4) 機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「3. 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- (5) 当機構から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 現在、国または政府関係機関等から補助金交付の停止または契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- (7) 当機構の契約・支払条件に対応可能であること。

8. 委託作業の実施

本委託作業を効率的に実施するため、機構の事前の了解により、業務の一部を再委託または外注することができます。また、複数機関の共同提案として応募することも可能ですが、すべての提案者が上記「7. 応募資格」

を満たすものとします。また、共同提案の場合には、代表となる機関、作業分担及び責任の所在を明確に示してください。

9. 提案書の提出等

応募者は、別添の「提案書の様式」に基づき提案書を作成してください。作成した提案書は持参もしくは郵送(必着)にてご提出ください。

(1) 提出期限および提出先

提出期限:平成 28 年 9 月 8 日(木)17:00(日本時間)

提出先:〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号 虎ノ門ツインビルディング

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

地熱部 担当 毛利 拓治・石丸 卓哉

(2) 提出書類

- ・ 提案書一式
- ・ これまでの実績の説明資料等
- ・ 経営基盤を評価できる資料(Annual Report)など

(3) その他の要件

- ・ 原則、別添に示す契約書式を使用して契約いたします。
- ・ 提出いただいた提案書は返却いたしません。提案書は、委託業務の審査にのみ使用いたします。
- ・ 受託者は、本業務における知的財産マネジメントに係る基本方針として、添付「委託契約書(案)」の第 2 条、第 10 条、第 22 条、第 23 条を順守していただきます。なお本業務の実施において知的財産を得た場合、その知的財産は機構に帰属するものとしますが、別途協議することにより共有とすることも可能です(第 23 条)。
- ・ また、本業務を複数機関で受託しようとする場合は、必要に応じ受託者間の知的財産の取り扱いについて合意書等を作成していただきます。この合意書等の作成にあたっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(平成 27 年 5 月)※を参考とし、詳細については受託決定後に機構と協議するものとします。

※ <http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150515002/20150515002-1.pdf>

10. 審査等

(1) 審査

以下の審査項目に従い提案書を審査します。なお審査の経過等に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承願下さい。

(2) 評価項目

提案書は以下の評価項目において審査します。そのため以下の評価項目がわかるような提案書、あるいは資料を適宜添付してください。

- ・ 資源開発における弾性波探査に関する作業実績を有するか。
- ・ 仕様書記載の目的を理解し、提案内容から想定される成果が目的達成に対し効果的か。
- ・ 当該業務に関する知見・ノウハウを有した提案になっているか。
- ・ 提案スケジュールは妥当か。
- ・ 業務従業者の業務経験・能力は十分か。
- ・ 提案額

(3) 結果の通知

委託先として選定された場合のみお知らせいたします。

11. 注意事項

- (1) 提案書作成等、応募に要する費用等は提案者側の負担となります。
- (2) 審査結果に関する個別の問い合わせには応じかねます。
- (3) 企業会計上の「固定資産」を購入することは原則出来ません。
- (4) 本委託作業にて得られた成果は、機構より広く公開する方針です。このため、データの収集や既存データの利用に当たっては、公開を不可とする項目に留意する必要があります。

12. 問い合わせ

本件に関する問合せは、下記までファクシミリまたはメールにてお問い合わせ下さい。なお、質疑応答内容は当機構ホームページ上で公開させていただくことがあります。

問い合わせ: 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
地熱部担当 (FAX: 03-6758-8087)

担当: 毛利 拓治 (Tel: 03-6758-8049, e-mail: mouri-takuji@jogmec.go.jp)

石丸 卓哉 (e-mail: ishmaru-takuya@jogmec.go.jp)

13. 契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応募または契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応募または契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること、または課長相当職以上の職を経

験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

- ② 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること(ただし、予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外)

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称および数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者および課長相当職以上経験者(当機構 OB)の人数、職名および機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高または事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・3分の1以上2分の1未満
 - ・2分の1以上3分の2未満
 - ・3分の2以上
- ④ 一者応札または一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している機構 OBに係る情報(人数、現在の職名および当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入および当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した場合には原則として93日以内)

以上